

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等の概要

リスク管理債権（現行）	リスク管理債権（改正後） 再生法開示債権
銀行法等に基づく開示	銀行法・再生法等に基づく開示
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、 未収利息、仮払金、 支払承諾見返等
連結・単体	連結・単体
<b>破綻先債権</b> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b> 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等による債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
<b>延滞債権</b> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のもの	<b>危険債権</b> 債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが不可能性の高い債権（破産更生債権を除く）
<b>3カ月以上延滞債権</b> 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<b>要管理債権</b> <b>三月以上延滞債権</b> 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当するものを除く）
<b>貸出条件緩和債権</b> 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払の猶予、元本の返済の猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記に該当するものを除く）	<b>貸出条件緩和債権</b> 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払の猶予、元本の返済の猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記に該当するものを除く）
	<b>正常債権</b>